

国民年金や厚生年金の老齢年金等を受給されているみなさんへ 「平成21年分 公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

国民年金・厚生年金の老齢年金や老齢基礎年金などは、税法上「雑所得」とみなされ所得税の課税対象になっています。

そのため、年金を支払う際に所得税の源泉徴収を行い、老齢年金等の受給者全員に「公的年金等の源泉徴収票」を1月31日までに送付します。

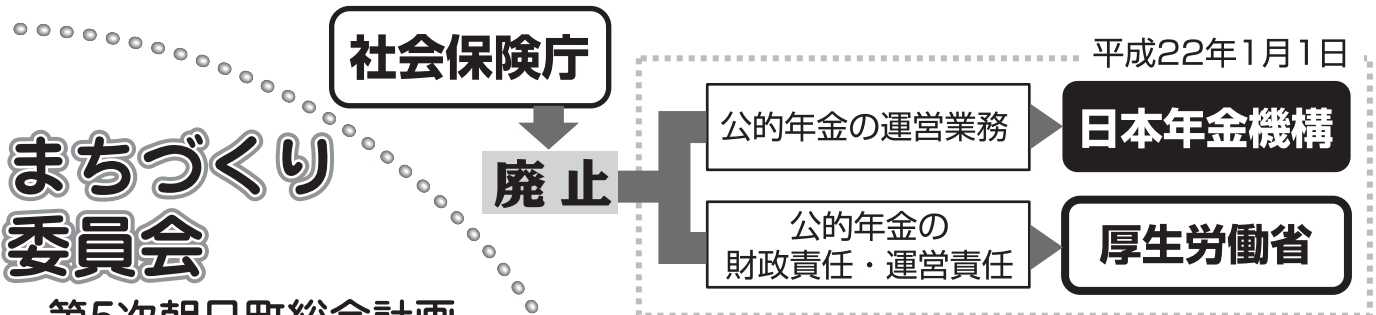
2つ以上の年金を受けている人や年金のほかに給与所得などがある人は、確定申告のときに源泉徴収票の添付が必要になりますので、大切に保管してください。

※障害年金や遺族年金については、課税対象とはなりませんので源泉徴収票は送付されません。

「^{にっぽん}日本年金機構」が来年1月1日からスタート！ ～社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします。～

国民の皆様の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

- 現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。
- 日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただくこととなりますが、国民の皆様方に何らかの手続をしていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。
- 日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。



第5次朝日町総合計画（平成23年度から10年間の計画）の策定にむけ、総合計画に住民の皆さんの声を反映させるための「まちづくり委員会」が11月16日（月）にスタートしました。

今後会議等の実施を通じて、新しいまちづくりの方向について多様に検討し、皆様のご意見・ご提言を総合計画に反映させていただきます。



会長に選ばれた矢野俊幸さん（写真中央）

—あさひ法律事務所—
 弁護士 中川由美 / TEL:059-328-4370
 四日市市諏訪町3-16 東歯科ビル2階
 （四日市市役所すぐ西）
 ＊離婚・遺言・債務整理・その他民事全般＊

有料広告掲載欄